

間接納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額等の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	( )
--------------	-----	-----	-----

外 国 子 等 会 社 の 名 称	名 称	1	間接納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (33欄又は38欄の合計)	9		
	本主務在店たる又はの事所	国 名	2	(9) の 円 換 算 額	10	円
		地 名	3	間接納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (39欄又は40欄の合計)	11	
	持 分 割 合 (%)	4	%	(11) の 円 換 算 額	12	円
	連 結 持 分 割 合 (%)	5		減額された間接納付控除対象外国法人税額又は間接納付個別控除対象外国法人税額 (39欄の合計)	13	
	配当等を受ける日又は外国子会社の当該配当等に係る事業年度の所得に対して外国法人税が課された日のいずれか遅い日	6		(13) の 円 換 算 額	14	円
	受 取 配 当 等 の 金 額	7	( ) 円	減額された間接みなし納付控除対象外国法人税額又は間接みなし納付個別控除対象外国法人税額 (42欄の合計)	15	
	(7)に対して課される外国源泉税の額	8		(15) の 円 換 算 額	16	円
区 分			配当等の金額のうち配当事業年度の所得金額以下の部分に係る金額の計算	配当等の金額のうち配当事業年度の所得金額を超える部分に係る金額の計算		
			①	②	③	
配 当 事 業 年 度 等	17		昭 平 昭 平	昭 平 昭 平	昭 平 昭 平	
同 金 上 額 の 所 計 得 算	配 当 等 算 出 基 礎 所 得 金 額	18				
	調 整 後 の 課 税 所 得 金 額	19				
	(18)と(19)のうち多い金額	20				
配 所 得 等 に 充 て ら れ る 金 額 の 計 算	20のうち配当等に充てられない部分の金額	21				
	20のうち配当等に充てられる部分の金額 (20-21)	22				
	22のうち受取配当等に係る部分の金額 (22×(4))	23				
	各事業年度に係る受取配当等の金額	24	(7)	(7)-(25の①)	(7)-(25の①)-(25の②)	
	23と24のうち少ない金額	25				
外 国 子 法 人 社 会 社 の 税 額	外 国 法 人 税 額	26				
	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の26の金額	27				
	納付したとみなされる外国法人税額(別表六(五の三)「18」)	28				
	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の28の金額	29				
間 接 納 付 し た 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 等 の 計 算	(8) × $\frac{25}{(7)}$		30			
	納 付 外 国 法 人 税 額 分	$\left[ \frac{23 \times \frac{25}{20-26}}{25} \right]$ 又は $\left[ \frac{23 + (別表六(五の二)「22」の合計)}{25} \right]$	31			
		$\left[ \frac{20 + (別表六(五の二)「9」) - 26}{(20のうち多い金額)} \right]$	32			
		限 度 額 (25) - (30) × 2	32			
	31)と32)のうち少ない金額		33			
	み な し 納 付 額 分	28 × $\frac{25}{20-26}$		34		
限 度 額 (25)-(33) × 0.5 - (30)		35				
34)と35)のうち少ない金額		36				
外 国 子 法 人 社 会 社 又 は 異 動 し た 外 国 子 法 人 社 会 社 に 係 る	間 接 納 付 分	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の33の金額	37			
	納 付 分	33 ≥ 37の 場 合 (33) - (37)	38			
		33 < 37の 場 合 (37) - (33)	39			
	み な し 分 間 接 納 付 分	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の33の金額	40			
		36 ≥ 40の 場 合 (36) - (40)	41			
		36 < 40の 場 合 (40) - (36)	42			

別表六(五) 平十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

## 別表六(五)の記載の仕方

- 1 この明細書は、法第69条第8項（外国子会社の配当等に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合又は同条第11項の規定若しくは租税条約において定めるところにより同条第8項の規定の適用を受ける場合（連結法人が法第81条の15第8項（連結法人に係る外国子会社の配当等に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合又は同条第11項の規定若しくは租税条約において定めるところにより同条第8項の規定の適用を受ける場合を含みます。）において、外国子会社から受けた配当等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額の計算について記載します。この場合、確定申告書又は連結確定申告書に添付する外国子会社の配当等に係る事業年度の財務諸表、外国子会社が課された外国法人税額を証する書類等規則第29条の3第4号、第5号若しくは第9号又は第37条の6第4号、第5号若しくは第9号に掲げる書類を基礎として記載します。  
なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 2 各欄中金額を記載するものにあつては、「受取配当等の金額7」欄のかつこ書並びに「10」、「12」、「14」及び「16」の各欄を除き、外国子会社の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。
- 3 「持分割合（％）4」の欄は、外国子会社に対する持分割合（連結法人については、各連結法人ごとの持分割合）を記載します。
- 4 「連結持分割合（％）5」の欄は、各連結法人の外国子会社に対する持分割合の合計を記載します。
- 5 「受取配当等の金額7」は、次により記載します。
  - (1) 次に掲げる配当がある場合には、令第147条第2項（外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算等）又は令第155条の36第2項（連結法人に係る外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算等）の規定により、これらの配当を除いて記載します。  
イ 優先配当  
ロ 配当に充てられた部分には外国法人税を課さないこととしている外国子会社の配当
  - (2) かつこ内には、その本書の金額の円換算額を記載します。
- 6 「(7)に対して課される外国源泉税の額8」には、租税条約の規定により、その受取配当金額につき納付したものとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額を含めて記載します。
- 7 「配当等の金額のうち配当事業年度の所得金額以下の部分に係る金額の計算①」の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「配当等算出基礎所得金額18」には、外国子会社が配当等の額を算出する基礎として計算したその事業年度の所得金額を記載します。
  - (2) 「調整後の課税所得金額19」には、外国子会社の本店所在地国の外国法人税に関する法令により計算されるその事業年度の所得の金額につき次の調整を加えた金額を記載します。  
イ 外国子会社に対して課される外国法人税の額を損金の額に算入している場合には、その損金算入額を加算する。  
ロ 外国法人税を課さないこととされた所得がある場合には、その所得の金額を加算する。
  - (3) 「外国子会社の外国法人税額」は、令第141条（外国法人税の範囲）に規定する外国法人税について記載します。  
この場合、その事業年度に係る外国法人税で

法第69条第8項又は法第81条の15第8項の規定の適用を受けようとするものが2以上あるときは、「外国法人税額26」から「増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(28)の金額29」までの各欄は、その合計額により記載します。

- (4) 「31」の欄は、次により記載します。

イ 「①」、「②」又は「③」の各欄の事業年度が外国孫会社から配当等の額を受ける日の属する事業年度であり、かつ、当該配当等の額につき、法第69条第11項又は第81条の15第11項の規定の適用を受ける場合

$$\left[ (26 + (\text{別表六(五)(二)「22」の合計}) \right.$$

$$\left. \times \frac{(25)}{(20 + (\text{別表六(五)(二)「9」}) \text{のうち多い金額} - 26) \right]$$

の算式によって計算した金額を記載します。

なお、この場合において、算式中の「20」の金額に外国孫会社が課された外国法人税の額のうち外国子会社の所得に対して課されたものとみなされる金額が含まれているときは、「20」の金額は、その課されたものとみなされる金額を控除した金額となります。

- ロ 上記イ以外の場合

$$\left[ (26 \times \frac{(25)}{(20 - 26)}) \right]$$

の算式によって計算した金額を記載します。

- (5) 「外国子会社又は外国孫会社に係る外国法人税額が異動した場合」の各欄は、外国子会社又は外国孫会社の配当事業年度につき当期に更正等により外国法人税が課せられた場合又は減額された場合に、その増額又は減額された外国法人税額のうち配当に対応するものにつき法第69条第8項若しくは第11項の規定（法第81条の15第8項若しくは第11項の規定を含みます。）により外国税額の控除を受け、又は令第150条の2（外国子会社の所得に対して課される外国法人税が減額された場合の特例）の規定（令第155条の40（連結法人に係る外国子会社の所得に対して課される外国法人税が減額された場合の特例）の規定を含みます。）により減額控除対象外国法人税額又は個別減額控除対象外国法人税額の計算をするときに記載します。

- 8 平成元年4月1日前に開始した事業年度において受けた配当等に係る控除対象外国法人税額が同日以後に開始した事業年度又は平成15年3月31日以後に終了する連結事業年度において増額され又は減額された場合の計算における次の各欄は、それぞれ次の金額を記載します。

この場合、「(8)」、「(30)」、「(32)」及び「(35)」の各欄は記載しません。

該 当 欄	記載する金額
「(31)と(32)のうち少ない金額33」	「(31)」の金額
「(34)と(35)のうち少ない金額36」	「(34)」の金額
「(33) < (37) の場合 (37) - (33) 39」	$(37 + (40)) \times \frac{(27) - (26)}{(27) + (29)}$
「(36) < (40) の場合 (40) - (36) 42」	$(37 + (40)) \times \frac{(29) - (28)}{(27) + (29)}$

- 9 「配当等の金額のうち配当事業年度の所得金額を超える部分に係る金額の計算②・③」の各欄は、「各事業年度に係る受取配当等の金額24」の金額が「(22)のうち受取配当に係る部分の金額23」の金額を超える場合において、その超える金額が配当事業年度に最も近い事業年度の所得の金額から順次配当されたものとして7に準じて記載します。